

決定番号

徴収猶予・換価猶予(期間延長)不承認通知書

滞納者又は 特別徴収 義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
不承認の理由		
<p>年 月 日に申請のあった徴収猶予・換価猶予(期間延長)については、上記のとおり承認できませんので通知します。 (根拠法令—地方税法第15条、第15条の2、第15条の2の2、第15条の6、第15条の6の2)</p>		
<p>年 月 日</p> <p>納税者又は特別徴収義務者 氏名(名称) 様</p> <p style="text-align: right;">美唄市長 印</p>		

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。